

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 家庭や地域との連携による学校保健委員会を核とした多様化する現代的健康課題対応の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 保健主事や管理職、新規採用養護教諭等健康教育を担う職員を対象に研修会を開催し1,421名の参加があった。専門家からの講義により、家庭や地域と連携した取組の重要性について改めて認識することとなり、児童生徒の健康課題解決に向けた意識を高めることにつながっているが、現代的健康課題は多岐に渡っており、学校が家庭・地域と連携して行う学校保健委員会の担う役割は重要であるため、その活動内容を充実させることが課題である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 保健主事研修会等の各種研修会や会議などで、先進的な取組や充実した取組を行っている事例を周知し、啓発に努めていく。</p>
<p>ii 生きた教材である安全安心な学校給食を活用し、食に関する指導や地産地消を推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 学校給食を活用した食に関する指導については、地場産物を活用した地域理解や食物の栄養、感謝の心の育成等を行っている。食物アレルギー等への対応については、校内の管理体制が確実に機能することに加え、アレルギー管理システムの導入により、誤配食の防止や栄養教諭等の業務削減に活用するよう進めているが、市町への導入について、セキュリティやサーバーなど個々の課題があるため導入数が増えないことが課題である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 食物アレルギーを有する児童生徒が在籍する学校においては、校内体制を再度確認し、複数の職員が把握し対応できるよう確認することが必要である。また、保護者と学校及び調理場が対応について共通理解を図ることが必要である。体制整備の在り方や事故防止の工夫について、研修会を活用し啓発するとともに、アレルギー管理システムの導入についても進めていく。</p>
<p>iii 将来の生活習慣病予防に向けた、むし歯を更に減少させる取組やがん教育等の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 歯・口腔の健康づくりについては、日頃の歯磨き指導と併せてフッ化物洗口について研修会を開催し周知している。フッ化物洗口については、小学校においては実施率100%となっているが、中学校においては、予算の確保と合わせ業務過多や安全面に不安を感じ進んでいない市町があるため福祉保健部と連携し実施率を高めることが課題である。また、生活習慣から繋がるがんや脳卒中、心臓病等について、児童生徒が正しい知識を身に付け、生活習慣の改善を図ることができるよう、子どもたちの資質能力を育む必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 中学校におけるフッ化物洗口の実施校率は令和元年度で54.9%と増加しており、今後も関係機関と連携して取り組んでいく。また、未実施校に対する研修会の実施やパンフレットの配布などを通して実施に向け働きかけ、併せてむし歯予防に向けて、基本的な知識や具体的な実践例についても情報提供に取り組む。がん教育については造詣のある専門医を講師とした教職員向けの研修を年2回(県南、県央地区)実施して、指導する側の資質向上を図る。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i iii	学校保健研究推進費 体育保健課	-	②	多様化する児童生徒の健康課題に対応するためには、健康教育の更なる推進充実を図り、各学校が組織的に対応するための体制づくりを様々な形で支援することが必要である。そのため、教職員等を対象とした各研修会や市町教育委員会担当者会議等を通じ、学校保健委員会の活性化に向けて取り組んでいくとともに、成果と課題を検証しながら研修や担当者会議の内容の充実や改善を図っていく。 健康長寿日本一の県づくりの実現のために、子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組は、健康教育の推進を図る意味から不可欠な事業である。そのため、令和3年度についても関係部局や市町教育委員会と連携を図りながら、生活習慣病予防に関する取組を継続するとともに、フッ化物洗口についても、むし歯予防対策として最も大きな効果をもたらすことに鑑み、必要な情報提供を行いながら、中学校の実施について拡充を図っていく。	改善
2		薬物乱用対策費 業務行政室	より多くの若年層に対して特に大麻の有害性及び違法性を伝えるため、これまで未実施であった各種専門学校でも薬物乱用防止教室を行う。	②	薬物事犯は後を絶たないため、関係機関と連携し、より早い段階から薬物に対する正しい知識の普及を図り、薬物乱用を断る強い意志を身につけさせるため、若年層を中心とした啓発活動を実施し、これまで以上に若年層を中心とした啓発活動を実施していく。	改善

3		学校給食実施費	—	—	学校給食は、「生きた教材」として学校における食育の中心的役割を担うものである。今後も、児童生徒の心身の健全な発達や健康の増進、望ましい食習慣の定着などの意義を踏まえて、事業を継続していく。	現状維持
		体育保健課				
4	取組項目 ii	学校給食研究推進費	—	②	食物アレルギーをはじめとする現代的健康課題への対応は、管理職自らがリードして組織的に対応するための体制づくりが重要である。安心安全な学校給食の実施のためには、更なる衛生管理体制及び食中毒防止対策への意識向上と併せて食に関する指導の充実に向け、成果と課題を検証しながら児童生徒の現状やアレルギーに関する最新の情報を提供することなど研修の内容の改善を図っていく。	改善
		体育保健課				
5		学校保健研究推進費 (食物アレルギー対策事業費)	平成30年4月から県立学校18校及び2市において食物アレルギー管理システムの運用を開始した。令和元年度からは、更に2市が運用を開始し、1町が開始に向けて準備をしている。また、導入に向けての検討材料としてもらうため、未導入の市町において試行運用や栄養教諭を対象とした研修会を実施した。今後も各種会議等を活用し、システム導入に向けた働きかけを行う。	②	システムの試行や栄養教諭に対する研修会を通して、システムの有効性や利便性の周知に努め、市町教育委員会に対してもシステム導入の働きかけや、学校給食における食物アレルギー事案の未然防止に努める。	改善
		体育保健課				
6	取組項目 iii	長崎県フツ化物洗口推進事業	令和2年度に中学校を対象とした補助も終了する予定であることから、令和元年度の意向調査で令和2年度も未実施予定であった市町に対し、県教育委員会、県歯科医師会及び管轄保健所と連携して働きかけを行い、令和2年度に全公立中学校へ実施へ転じた。	—	保育所・幼稚園・小学校を対象とした補助は、平成30年度で終了したため、各市町等が継続したフツ化物洗口実施を行うよう県庁各課及び県歯科医師会とも連携し働きかけを行う。未実施の保育所・幼稚園についても引き続き園歯科医師や各種会議等でも働きかけを行う。また、公立中学校は100%実施予定であるが、私立中学校は12校中3校であり、引き続き所管課及び県歯科医師会と働きかけていく。	終了
		国保・健康増進課				

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点